

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	健康アプリに係るPMO支援業務
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	グラビス・アーキテクト株式会社
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本件業務は、令和8年度に本格運用を開始する（仮称）健康アプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。</p> <p>令和7年度には、市民モニターによるテスト運用（以下「モニター運用」という。）を実施し、利用者目線でのフィードバックを得て、アプリ等関連システムの品質向上を図ることとしており、この活動を令和8年4月の本格運用までに完遂するためには、アプリ等の要件、設計の内容を熟知していることはもとより、当該活動が札幌市基幹系ネットワーク、イントラネット、インターネット上に構築したシステム群に影響を及ぼすことのないよう、本市のネットワーク構成や情報セキュリティに対する深い理解と、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。</p> <p>上記事業者は、本市の「情報政策技術支援業務（総合評価型一般競争入札）」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績に加え、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等の要件定義業務（企画提案型入札）」「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」の履行実績も有していることから、アプリ等関連システムの要件分析に対する深い理解がある。</p> <p>以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、上記事業者をもって他にない。</p> <p>については、競争入札に適さないことから、当該事業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	特例政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和7年3月28日